



# 足踏式自動車の認定基準及び基準確認方法

(公開用)

## 足踏式自動車専門部会

内藤 幸七郎	愛育院病院長
知久 篤	有限会社製品デザイン研究所
若山 安雄	工業品検査所安全監督課長
松岡 寿人	財団法人日本機械玩具検査協会 理事
杉山 量重	財団法人日本車両検査協会 理事
大出 譲	財団法人日本プラスチック検査協会 理事
高野 良孝	財団法人化学品検査協会 理事
富田 弘平	製品安全協会 理事
荒川 徹夫	整品科学研究所 製品性能部研究官
伊藤 康江	消費科学連合会
甲斐 麗子	主婦連合会
峰 光子	全国地域婦人団体連絡協議会
館野 良幸	財団法人日本消費者協会
西堀 雄三	全国児童乗物団体連合会 事務局長
森本 久衛	株式会社モーリ 常務取締役
山田 幸一郎	三幸工業株式会社 代表取締役
石井 義人	日本百貨店協会
青戸 泰賢	日本チェーンストア協会
大塚 博	葛西株式会社 技術顧問
森 孝	通商産業省生活産業局 文化用品課長
斉藤 成雄	通商産業省産業政策局 消費経済課長
野崎 紀	通商産業省貿易局 検査デザイン科長
宮沢 和夫	工業技術院標準部 電気規格課長
橋目 光市	株式会社橋目製作所
水谷 正行	株式会社子供乗物水谷製作所
木下 正	株式会社トシマ

## 足踏式自動車の認定基準及び基準確認方法

### 1. 基準の目的

この基準は、足踏式自動車の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生の防上を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準は、幼児が使用する三輪及び四輪の乗員一人用の足踏式自動車(以下、自動車という。について適用する。ただし、押手棒付自動車は除く。

なお、こでいう幼児とは標準として○から○までをいう。

### 3. 安全性品質

足踏式自動車の安全性品質は次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. 自動車の構造、外観及び寸法は 次のとおりとする。</p> <p>(1) サドル座面は、前後左右に著しい傾きがないこと。</p> <p>(2) ペダルは、著しいねじれ及び曲りがなくこと</p> <p>(3) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(4) 手及び足の触れる部分の仕上げは良好で傷害を与えるような先鋭部、はり等がないこと。</p> <p>(5) タイヤの形状及び肉厚は均整でき裂、変形、使用上支障のある欠点がないこと。</p> <p>(6) サドルに○kgの力を加えた状態で、車輪と車体との間隔は○mm以上であること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
2. 安定性	2. 三輪の自動車を傾斜させたとき○度以下で転倒しないこと。	
3. 走行性	3. 自動車の走行は円滑で、著しいだ（蛇）行及び片寄りがないこと。	

項 目	基 準	基準確認方法
4. 組付け強度	4. 自動車各部の組付け強度は、次のとおりとする。  (1) 前車輪を固定し、ハンドルに○kg/cmのトルクを加えたとき、操縦機構各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	4.  (1) 前車輪を固定し、○のトルクを加えて機構各部に異状がないことを確認すること。  (

5. 耐荷重	<p>(2) 駆動輪を固定し、ペダルに駆動方向の力〇を加えたとき、駆動機構各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) その他各部の組付けは確実で、ゆるみ、かた等がないこと。</p> <p>5. ハンドルに〇kgの力を加えたとき、ハンドル各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p>	図 3
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

項 目	基 準	基準確認方法
6. 耐衝撃	<p>6. 自動車の耐衝撃は、次のとおりとする。</p> <p>(1) サドル座面に〇kgの砂袋を〇の高さから落下させたとき、自動車各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 車輪を〇の段のあるドラム上で回転させたとき、各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) 障害物に自動車を衝突させたとき自動車各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
7. 材料	7. 自動車の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。	
8. 附属品	8. 附属品は、自動車の使用上の安全性を損なわないものであること。	

#### 4. 表示及び取扱説明書

自動車の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示す。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称またはその略号</p> <p>(2) 製造年月もしくは輸入年月またはその略号</p> <p>(3) 製品に適した使用年令及び身長範囲（下げ札でもよい。）</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 部品及び附属品の一部が取り外されている自動車は、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(2) 使用上の注意</p> <p>(a) 初めて乗る幼児は、保護者が使上の注意を指導すること。</p> <p>(b) 坂道での使用は避けること。</p> <p>(c) 交通のひんぱんな道路、車両交通の多い場所では使用しないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	(d) 車輪の周囲には手を入れないこと。 (e) 二人乗りはしないこと。 (f) 手入れ及び点検を時々行うこと。 (g) 破損、故障等したままで使用しないこと。 (h) 雨ざらしにはしないこと。	